

令和7年度

福島農業基盤復旧再生計画調査

双葉町中田地区測量設計業務

特別仕様書

東北農政局

# 第1章 総 則

## (適用範囲)

### 第1-1条

福島農業基盤復旧再生計画調査双葉町中田地区測量設計業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「測量業務共通仕様書」(以下「測量共通仕様書」という。)及び「設計業務共通仕様書」(以下「設計共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

## (目 的)

### 第1-2条

本業務は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴い、原子力災害対策特別措置法に基づく避難を強いられていた福島県双葉郡双葉町において、双葉町復興まちづくり計画(第三次)により農業再生ゾーンに位置付けられている中田地区の排水路の測量及び実施設計を行うものである。

## (場 所)

### 第1-3条

本業務において対象とする施設の場所は、福島県双葉郡双葉町大字中田地内で別紙-1 位置図に示すとおりである。

## (業務概要)

### 第1-4条

本業務の概要は次のとおりであり、詳細は第3章に示すものとする。

- ・中田地区排水路測量及び実施設計      L = 1. 0 0 km

## (土地への立入り等)

### 第1-5条

作業実施のための土地の立入り等は、設計共通仕様書第1-16条及び測量共通仕様書第16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

なお、現地立入りにあたっては、監督職員に確認を取った後作業に着手するものとする。

## (低入札価格契約における第三者照査)

### 第1-6条

- 1 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「設計共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において設計共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければな

らない。

## 2 第三者照査の企業に要求される資格

- (1) 予決令第 98 条において準用する予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当していないこと。
- (2) 東北農政局において、令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格の確認を受けていること。
- (3) 東北農政局長から、測量・建設コンサルタント等業務に関し指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 設計共通仕様書第 1－30 条守秘義務を遵守できるものであること。
- (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するのは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

### ①資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある

### ②人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている

## 3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

- 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- 照査技術者と同等の技術者資格を有する者

## 4 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

## 5 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況（写真撮影を含む）については、その都度監督職員に報告しなければならない。

## 6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い

特別仕様書第 4－1 条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

## 7 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録

設計共通仕様書第 1－12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録にあたっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない

## 8 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第 41 条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

## (履行確実性評価の達成状況の確認)

### 第1-7条

本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

- (1) 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- (2) 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- (3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる場合等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- (4) 業務成果品のミス、不備等

## (一般事項)

### 第1-8条

業務請負契約書及び測量共通仕様書及び設計共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 測量予定線については、事前に監督職員と打合せを行い承諾を得るものとする。
- (2) 作業に伴う立木伐採等については、事前に監督職員と打合せを行い承諾を得るとともに、所有者の承諾を得た後行うものとする。また、伐採は必要最小限にとどめるとともに、伐採した有価木は付近に整理し、みだりに第三者に被害を与え、トラブルの生じることのないよう留意するものとする。
- (3) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (4) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員に資料の提出を求められた時は、速やかにこれに応じるものとする。

## (管理技術者)

### 第1-9条

- 1 管理技術者は、設計共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技 術 士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木、農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	

- 2 調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、屋外で行う測量（又は調査）の実施に際して現場に常駐しなければならない。この場合、管理技術者は、監督職員と事前打ち合わせの上で、屋外作業期間中、毎日、東北農政局農村振興部防災課に出向き監督職員が保管する「屋外作業常駐記録簿」に署名し作業内業を記録することとする。なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

### （照査技術者）

#### 第1-10条

- 1 照査技術者は、設計共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技 術 士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木、農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	

- 2 本業務における照査は、「設計業務照査の手引き（案）」（以下「照査手引書」という。）に基づき実施する。  
また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、設計共通仕様書第1-7条第5項に規定する報告書に含めて提出するものとする。
- 3 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

### （担当技術者）

#### 第1-11条

担当技術者は、設計共通仕様書第1-8条第によるものとする。

### （配置技術者の確認）

#### 第1-12条

測量共通仕様書第11条及び設計共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成、測量共通仕様書第12条及び設計共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第1-13条

受注者は、設計共通仕様書第1-37条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

## 第2章 作業条件

(適用する図書)

第2-1条

設計の基本的事項に関しては、「土地改良事業計画設計基準・設計 水路工(平成26年3月)」を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

(作業条件)

第2-2条

本業務の実施にあたっては、以下に留意して作業を進めるものとする。

- 1 作業の実施にあたっては、事前に作業方法および具体的な工程計画を立案し、監督職員と十分打合せを行い手戻りのないよう留意しなければならない。
- 2 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。
- 3 現地踏査を行う時期は監督職員と打ち合わせた後、実施するものとする。
- 4 本業務により建設資材廃棄物等が発生した場合は適切に処理するものとする。
- 5 本業務の外業中において、地震・余震等の発生時における避難体制を構築することとし、作業員の安全に配慮するものとする。
- 6 現地調査・測量作業に支障となる草・雑木は、必要な範囲についてのみ刈払いするものとする。また、刈払い後の集草等はせず、原則として、その場に残置しておくものとする。
- 7 水路等の施設は落水状態を想定しているが、作業場支障となる状態が発生した場合は監督職員と協議するものとする。
- 8 本測量の基準となる既知点は、次表に示すとおりである。

既設の基準点	標高 (EL)	備考
2級 R4 - No.7	EL=7.323m	
2級 R4 - No.8	EL=6.049m	
2級 基 2-28F02	EL=4.674m	

(対象施設)

第2-3条

本業務の対象施設は次のとおりである。

施設区分	施設名・構造等
農業用排水路	中田地区排水路 土水路（一部石積み水路：水路上幅 2.5m, 水路下幅 1.5m, 水路高 1.55m） 計画排水量 10m <sup>3</sup> /s 以下

### （貸与資料）

#### 第 2 - 4 条

資 料 名	部数	備 考
双葉町農地災害復旧測量業務	1 部	平成 28 年度
双葉町一丁田用水路他復旧整備調査測量設計業務（測量編）	1 部	令和 4 年度

貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合を除き完了検査時に一括して返納

## 第 3 章 作業内容

### （作業項目及び数量）

#### 第 3 - 1 条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は「別紙-2 作業項目内訳表」に示すものとする。

区分	作 業 項 目	数 量	備 考
測量業務	作業計画	1 業務	
	現地踏査	1.00 km	
	I P 設置測量	1.00 km	
	中心線測量	1.00 km	
	縦断測量	1.00 km	
	横断測量	1.00 km	
	現地測量	0.05 km <sup>2</sup>	
設計業務	実施設計 排水路（Q < 10m <sup>3</sup> /s）	1,000m	
	町道横断部（ボックスカルバート）	2 箇所	

### （作業の留意点）

#### 第 3 - 2 条

作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

##### 1 測量

- （1）本業務に必要な基準点、公図等の必要な資料の補足は、受注者において入手するものとする。
- （2）現地踏査等の結果を踏まえ、監督職員と協議の上、測量範囲、手法、精度等について追加又は削除する場合がある。

### (3) 基準点測量

測量作業規程第 49 条に規定する方式の選定については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

### (4) 路線測量

#### 1) IP 設置測量

- ① IP の設置に当たっては、事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- ② IP 点には引照杭を、仮水準点には保護杭を設けるものとする。
- ③ 杭打ちが不可能な所では、固定物に打鉋等を行い示すことができるが、この場合には固定物の近くに杭を打設し、名称等を付記して目視確認が十分にできるものとする。

#### 2) 中心線測量

- ① 中心杭の間隔は、原則として 20m 間隔とし、地形の変化点等必要に応じて追加点を設置するものとする。
- ② 杭打ちが不可能な所では、固定物に打鉋等を行い示すことができるが、この場合には固定物の近くに杭を打設し、名称等を付記して目視確認が十分にできるものとする。

#### 3) 縦断測量

縦断面図の縮尺は、縦  $S=1/200$ 、横  $S=1/500$  を基本とする。

#### 4) 横断測量

- ① 中心杭の間隔が著しく短く、かつ横断形状の変化の少ない場合は、監督職員の承諾を得て、その中心杭地点の横断測量を省略できるものとする。
- ② 横断測量の縮尺は  $S=1/100$  とする。

### (5) 現地測量

現地測量の縮尺は  $1/500$  とする。

## 2 設計

(1) 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。

(2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。

(3) 参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。

(4) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。

(5) 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に関する新技術や新工法等の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース (NNTD) 及び新技術情報システム (NETIS) 等を積極的に活用しなければならない。

・農業農村整備民間技術情報データベース (NNTD) については、

<https://www.nn-techinfo.jp> を参照。

- ・新技術情報システム (NETIS) は

<https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS> を参照。

(6) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。

- ・「工事工種の体系化」は

[https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi\\_kousyu/](https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/) を参照。

## (業務写真における黒板情報の電子化)

### 第3-3条

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。

黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

#### (1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

#### (2) 機器等の導入

ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

#### (3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。

なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

#### (4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL(「[https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index\\_](https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_)

digital.html」)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

#### (5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黑板に代わるものであり、間接調査費に含まれる。

## 第4章 打合せ

### (打合せ)

#### 第4-1条

設計共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

打合せ場所は、原則として双葉町役場とする。なお、打合せ時期・回数については、次の段階で行うものとする。

初回 作業着手段階

第2回 中間打合せ(測量作業完了、実施設計着手段階)

最終回 実施設計完了、報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、その内容について監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、設計共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

## 第5章 成果物

### (成果物)

#### 第5-1条

成果物を設計共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- 1 成果物の電子媒体(CD-R等)正副2部
- 2 成果物の出力 1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)

### (成果物の提出先)

#### 第5-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎A棟5階  
東北農政局 農村振興部 防災課

## 第6章 契約変更

### (契約変更)

#### 第6-1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- 1 第2-2条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。
- 2 第2-3条に示す「対象施設」に変更が生じた場合。
- 3 第3-1条に示す「作業项目及び数量」に変更が生じた場合。
- 4 第3-2条に示す「作業の留意点」に変更が生じた場合。
- 5 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- 6 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- 7 帰還困難区域内の立入りが必要になった場合。
- 8 履行期間の変更が生じた場合。
- 9 地元、関係機関等との調整結果により、測量・設計内容等の変更又は追加が必要となった場合。

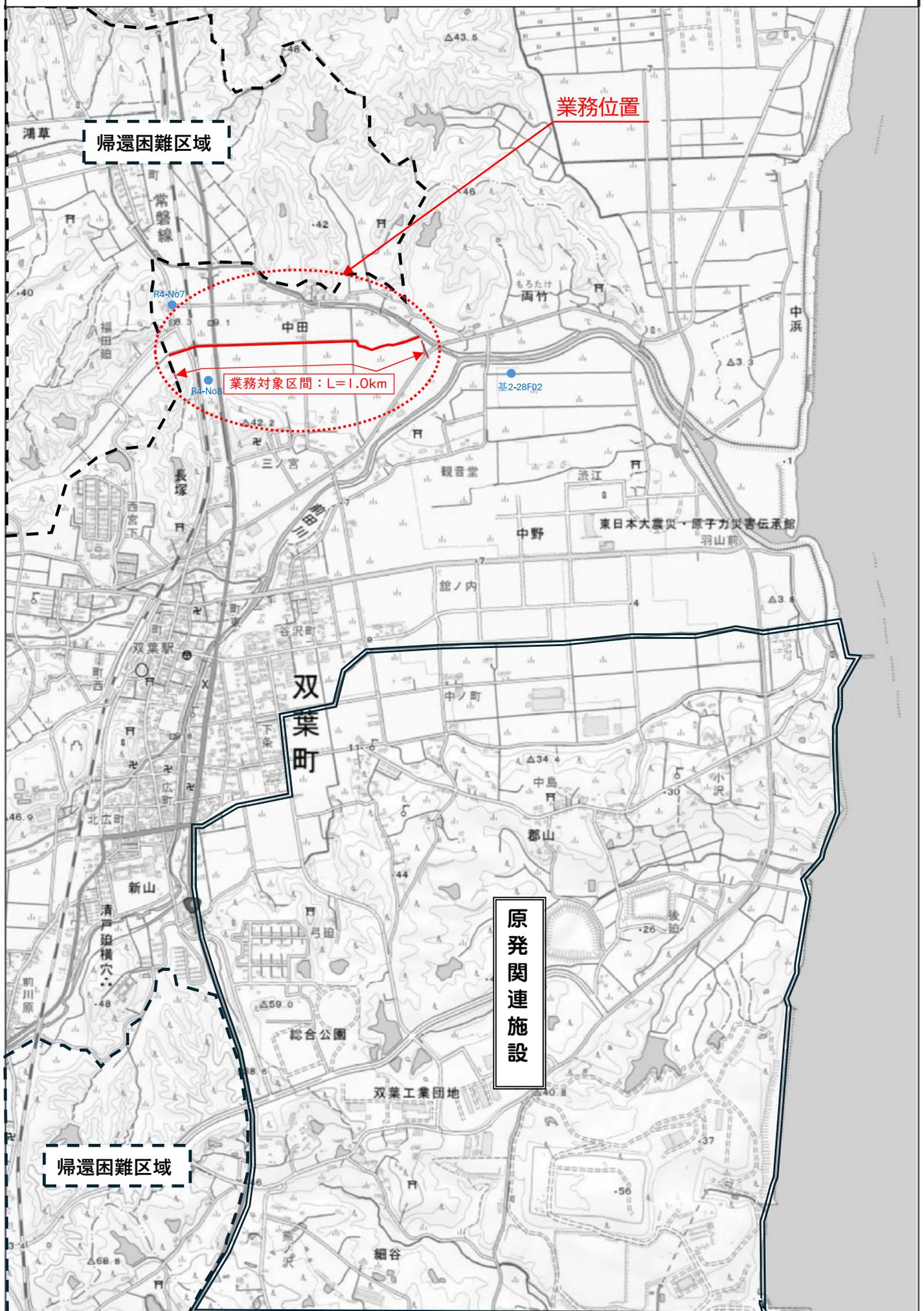
## 第7章 定めなき事項

### (定めなき事項)

#### 第7-1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

令和7年度 福島農業基盤復旧再生計画調査 双葉町中田地区測量設計業務 位置図



別紙－2 作業項目内訳表

【測量業務】

作業項目	作業条件	数量	備考
路線測量			
(1) 作業計画		1 業務	
(2) 現地踏査	平地・耕地 1,000台未満/12時間	1.00 km	
(3) IP設置測量	IP設置計算;計上する,平地・耕地, 単曲線数2箇所	1.00 km	
(4) 中心線測量	平地・耕地,測点間隔20m,単曲 線数2箇所	1.00 km	
(5) 縦断測量	平地・耕地 1,000台未満/12時間	1.00 km	
(6) 横断測量	平地・耕地,測量幅45m~75m,間 隔20m,単曲線数2箇所	1.00 km	
現地測量			
(1) 現地測量	S=1/500,平地・耕地	0.050 km <sup>2</sup>	

別紙－2 作業項目内訳表

【設計業務】

実施設計 排水路（流量区分： $Q < 10\text{m}^3/\text{s}$ ）

作業項目	作業内容	作業実施欄
1. 資料の検討	実施設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。	○
2. 設計計画 2-1 排水路タイプ及び断面形状の検討	水路タイプ及び実施断面の詳細を決定する。	○
3 水理検討 3-1 水理計算	実施断面による各種損失水頭計算及び実施断面の水理計算を行う。	○
3-2 水理縦断面図作成	詳細水理縦断面図を作成する。	○
4. 構造計算	各実施断面についての詳細構造計算を行う。	○
5. 構造図作成	全断面の構造一般図並びに構造配筋図、鉄筋加工図、パネル割図、ドレーン等詳細図を作成する。	○
6. 平面縦断面図作成	平面縦断面図に全タイプの位置及び断面の表示、タイプ区分、安全施設、管理施設等を記入する。	○
7. 土工図作成	土工横断面図、施工法区分（単価区分）毎の切盛土量、法面保護工長等を記入する。	○
8. 数量計算	工区毎、施工法区分毎、タイプ毎のコンクリート、付帯工材料、仮設工材料等の詳細数量計算をする。	○
9. 施工計画	土工計画、仮設備その他施工順序、施工方法、工程計画を作成する。	○
10. 町道横断工	必要な構造計算を行い、詳細設計図を作成する。 数量計算、仮設図及び協議用図面を含む。	○
11. 特別仕様書作成	工事実施に必要な特別仕様書を作成する。	○
12. 概算工事費積算	各工種の単価を作成し概算工事費を算定する。	○
13. 総合検討	上記の各作業について総合的に検討する。	○
14. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○
15. 点検取りまとめ	水理構造計算、数量計算の点検、図面の点検取りまとめ及び報告書作成を行う。	○